

第 6278 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 9月10日 火曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行：税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL:06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

♠ 社員がバックヤードで飲食する場合の軽減税率

Q：当社は、スーパーマーケットを運営しています。社員が購入した飲食料品をバックヤードで飲食する場合は、軽減税率の適用対象になりますか？

A：適用対象になります。

【解説】

消費税では、軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」を、飲食設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいうとしています。

この場合の「飲食設備」とは、テーブル、椅子、カウンターその他の飲食に用いられる設備であれば、その規模や目的を問わないのですが、従業員専用のバックヤードなどのように顧客により飲食に用いられないことが明らかな設備については、飲食設備に該当しないとされています。

したがって、お尋ねのように、顧客により用いられる飲食設備がないスーパーマーケットにおいて行われる飲食料品の販売は、「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となりますので、顧客に対する意思確認は不要となります。

この点は、ご質問のように、従業員が顧客として貴社の飲食料品を購入する場合も同様ですので、従業員が従業員専用のバックヤードで飲食したとしても、その飲食料品の販売は「飲食料品の譲渡」となり軽減税率の適用対象となります。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】